

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、却下すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 6 月 1 4 日付けの保護申請却下通知書で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法、不当性を主張し、取消しを求めている。

医者からの意見書にて、うつにより、集団生活が病を悪くしているとの意見があったこと、また、現在の居所が「安定した住居」ではないこと、そして、担当ケースワーカーは、居所に一度も来ておらず、それにもかかわらず、1 4 日以上の経過理由を「居住実態の調査」と虚偽の記載を行うなど、対応全般に不信感があるため。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 7 月 3 日	諮問
令和 5 年 7 月 3 1 日	審議（第 8 0 回第 4 部会）
令和 5 年 8 月 2 9 日	審議（第 8 1 回第 4 部会）
令和 5 年 1 0 月 1 6 日	審議（第 8 2 回第 4 部会）
令和 5 年 1 1 月 2 4 日	審議（第 8 3 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件においては、令和 4 年 8 月 2 3 日付で、請求人が都外へ転出したことを理由として、保護の廃止がなされている。このため、本件処分により却下された転居費用については、支給の必要性が消滅しており、本件審査請求はその法律上の利益を欠き却下を免れないといわざるを得ない。ただし、審理員は、審理員意見書において、本件審査請求を却下相当として扱わずに、本件処分の当否について判断しており、当審査会においても、その審理経緯に鑑み、以下、2 から 5 までのとおり、本件処分の違法性の有無等について付言しておくこととする。

2 法令等の定め

(1) 保護の補足性、住宅扶助

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。そして、法 1 4 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 保護の申請及び決定

法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請が

あったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとする。そして、同条9項は、同条1項及び3項の規定を保護の変更の申請について準用するとしている。

(3) 居宅生活ができるか否かの判断

局長通知第7・4・(1)・キは、保護開始時において安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合について、特別基準の設定に係る規定を置いている。

そして、上記「居宅生活ができると認められる者」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問78・答は、居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断することと定めている。

(4) 居宅生活ができると認められる場合の判断の視点

問答集問7-107・答（別紙参照）は、「居宅生活ができると認められる」場合の判断の視点について、面接相談時の細やかなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況のほか、基本的項目として、金銭管理、健康管理、家事・家庭管理、安全管理、身だしなみ、対人関係を挙げている。

(5) 局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

3 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、転居費用の支給を求める本件申請を受け、担当職員が施設長から請求人の生活状況を聞き取り、また、請求人が〇〇した旨の施設長からの連絡を踏まえた上で、令和4年5月2日にケース診断会議を開催し、①請求人は朝から夜まで外出しており、生活状況について把握が難しいこと、②身の周りの整理整頓ができておらず、また、本件施設の入居者とのコミュニケーションが一切ないこと、③人に迷惑をかける行為（〇〇）をしたこと、④本件クリニックに2回しか通院しておらず、通院治療を継続した上で主治医に対して集団生活が難しい理由の意見を求める必要があるとの結論に至ったこと、以上から、現段階では、支給は認められず、本件クリニックの医師の意見を得てから、再度支給の可否を検討することを決めたことが認められる。

そして、処分庁は、同月30日に本件クリニックの医師から、請求人はうつ病で、集団生活から単身生活への環境調整を行い、ストレス軽減を早急に検討する必要がある旨の病状報告書を収受した。それを受けて、処分庁は、同年6月6日、本件施設に入所後、2か月の居住実態を鑑みても、局長通知の「居宅生活ができると認められる者」と判断できないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 安定した住居のない要保護者について転居費用を支給するには、処分庁において「居宅生活ができると認められる者」と判断する必要がある（上記1・(3)）、その判断の視点は、別紙のとおりであるところ、①請求人は少なくとも、健康管理（病気に対し、きちんと療養することができるか）、家事・家庭管理（部屋を掃除、整理整頓できるか）、対人関係（人とのコミュニケーションが図れるか、人に迷惑をかける行為をすることがないか）において問題があったこと、また、②請求人は朝から夜まで外出しており、処分庁において生活状況を十分に確認することができなかつたことが認められる。

以上からすれば、本件クリニックの医師から提出された病状報告書を検討しても、処分庁が請求人について「居宅生活ができる

と認められる者」に該当しないと判断したことに不合理な点は認められず、本件処分は上記 1 の法令等の定めに基づいた適正なものと認められる。

したがって、本件処分に違法又は不当な点があるということはいくつかできない。

4 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。しかし、本件処分に違法又は不当な点がないことは上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙 (略)